鹿児島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月16日

鹿児島労働局長　岩崎　　修

第４号中「１時間720円」を「１時間732円」に改める。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成27年11月13日をもって満了した。

平成27年11月16日

人事院人材局企画課長　池本　武広

記

平成26年度経験者採用試験（係長級（事務））

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人長島孝太郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成27年11月16日　　東京法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成27年11月６日から１か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年11月16日

広島法務局長　古門　由久

記

氏名　川崎　　仁

所属する司法書士会　広島司法書士会

登録番号　広島第607号

事務所の所在地　広島県府中市鵜飼町583番地の６

違反行為　会則の遵守義務違反等

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年11月16日　　函館地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　函館地方検察庁　平成27年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年11月16日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成13年10月30日頃から平成27年５月28日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

太田圭介が、無登録で貸金業を営み、被害者から、法定利息を超えた金利及び元本を、現金を手渡し又は指定する銀行口座に振込入金させて受領した行為（主な犯行態様については、後記４の⑷を参照）

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している貸金業者名

太田　圭介

⑵　検察官が既に把握している犯行に使用した携帯電話番号

080―1897―4880

⑶　検察官が既に把握している利息等を受領した銀行口座

ゆうちょ銀行　新山　諒介名義　記号番号19410―4881041

⑷　主な犯行態様

ア　金員貸付の契約が成立すると、借受人に契約金額を現金手交、又は借受人の貯金口座に振込入金する方法で貸付を行う。

イ　貸付期間は原則30日間とし、30日間で約４分から５分の利息及び元本を受領する。

ウ　貸付の返済は、借受人から直接現金を手渡しで受領する方法、又は被告人が管理する新山諒介名義の貯金口座に振込入金させる方法で受領する。

５　開始決定の時における給付資金の額　金412万6,900円

６　支給申請期間　平成27年11月16日から平成28年１月15日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　函館地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成27年10月５日

⑶　確定年月日　平成27年10月20日

⑷　被告人の氏名又は名称　太田　圭介

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、貸金業法３条１項の登録を受けないで貸金業を営み、業として多数人に対して金銭の貸付けを行うに当たり、貸付けの元金及び法定の限度の割合を超える利息を受領するに際し、平成23年１月24日から平成27年５月１日までの間、167回にわたり、借受人らに、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計412万6,900円を、被告人が管理する新山諒介名義の通常貯金口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒040―0031　函館市上新川町１番13号

函館地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　0138―41―1209

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（函館地方検察庁検事正）に対して審査の申し立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申し立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申し立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定めるための処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分取消しの訴えは、当該処分にかかる裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（函館地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。